

就学援助に係る医療券申請について

〒340-0295 久喜市鷲宮6丁目1-1

久喜市教育委員会 教育総務課

電話：0480-58-1111 内線319・320

医療券は、就学援助を受けている方のお子さまが、学校の定期健康診断において、治療が必要と求められたときに利用できます。医療機関での受診時に、医療券を提出し、無料で受診できます。

1 援助の対象となる学校病

科	病名	具体例
眼科	トラコーマ、結膜炎	流行性角結膜炎、プール熱、急性出血性結膜炎、細菌性結膜炎、淋菌性結膜炎、封入体結膜炎、ウィルス性結膜炎などでアレルギー性結膜炎は対象外
皮膚科	白癬（水虫）、疥癬、 膿か疹	頭部白癬、顔面糠状白癬、体部白癬、水泡性斑状白癬、みずむし、爪白癬、疥癬、伝染性膿痂疹
耳鼻科	中耳炎、慢性副鼻腔炎（ちくのう）、アデノイド	急性中耳炎、慢性中耳炎、浸出性中耳炎、乳様突起炎を伴う中耳炎 (慢性副鼻腔炎、アデノイドのうち急性副鼻腔炎とアレルギー性副鼻腔炎は対象外)
歯科	う歯	乳歯の治療を含む、保険診療で対象となる治療
内科 小児科	寄生虫病	虫卵保有を含む、回虫症、十二指腸虫症、ぎょう虫症、フィラリア症、肺吸虫症、肝吸虫症、日本住血吸虫症、条虫症、アニサキス症、トキソプラズマ症

※上記以外の疾病で援助の対象となるものではありません。

2 医療券の申請及び利用の方法等について

(1) 申請について

受診前に医療券発行の申請を行ってください。申請には2通りの方法があります。

【窓口での申請】

久喜市教育委員会教育総務課の窓口で申請してください。

※申請時にお持ちいただくものではありません。

【郵送での申請】

申請書を郵送で久喜市教育委員会教育総務課へ提出してください。

(送付先) 〒340-0295 久喜市鷲宮6丁目-1-1

久喜市教育委員会教育総務課あて

(2) 申請書について

ア 申請書は、教育委員会教育総務課で配布しています。また、久喜市ホームページからダウンロードすることができます。

イ お子さま一人につき一枚の記入となります。

(3) 交付について

申請書受理後、およそ1~2週間前後で郵送にて送付します。

(4) 利用について

受診前に、医療券を医療機関に提出してください。万一、医療券が使用できないと言われた場合は教育総務課までご連絡ください。

(5) その他

ア 医療券は、学校での健康診断において治療が必要と求められた学校病においてのみ使用できます。その他の目的で使用することはできません。

イ 「久喜市子ども医療助成制度」と本制度による扶助の重複はできません。

ウ 保険外診療は対象外となりますのでご注意ください。

3 よくあるご質問

Q 1 医療券の発行を受ける前に、医療機関で受診し医療費を支払った場合はどのようになりますか？

A 1 後日、医療券を提出することにより、支払った医療費の返金に応じる医療機関もありますので、受診した医療機関に確認をしてください。返金可能な場合は、医療券を交付いたしますので、医療券交付申請書を提出してください。

Q 2 医療券の申請書を教育部取次窓口に提出できますか？

A 2 医療券交付申請書については、受付は全て教育総務課で行います。教育部取次窓口に提出いただいても手続きはできませんので、ご了承ください。